

(仮称) 守山市民運動公園屋内温水プール整備設計等業務
特記仕様書

- 1 業務名 (仮称) 守山市民運動公園屋内温水プール整備設計等業務
 2 履行期間 契約締結日から令和8年9月30日まで
 3 種別 屋内プールの基本設計・実施設計業務
 4 建築予定場所等

建築予定場所		守山市石田町地先（市民運動公園内）
都市計画法第7条の区域区分		市街化区域
都市計画法第8条の区域区分		近隣商業地域 （建蔽率80%/容積率300%） 特別用途地区 （第2種公共公益施設特別用途地区）
概算費用（税込）		約18億4千万円 工事費については予定費用であり、上限については監督職員と協議のうえ決定すること。
予定建築物	用途	屋内プール （令和6年国土交通省告示第8号 別添ニ第三号第2類とする。）
	敷地面積（㎡）	約6,200㎡ 建築基準法上の敷地設定については、関係機関と調整の上決定すること。
	予定延べ面積（㎡）	2,000㎡程度
	予定主要構造	最適な構造を提案すること
	予定階数	1階
	耐震安全上の分類	構造体
建築非構造部材		B類
建築設備		乙類
予定利用時間	プール施設の年間開館時間の内、1/3程度は学校の授業で専用利用をおこなう。詳細は「添付資料4 想定授業スケジュール」を確認すること	

5 設計条件等

(1) 各工事共通の基本方針

市民プールとして子どもから高齢者まで誰もが気軽に利用しやすい施設であるとともに、小中学校のプール施設を集約する機能をもつ施設および運動公園の利

用者、来訪者を含めた公園の憩いスペースとしての機能をもつ施設として整備するため、以下の点を考慮し計画すること。

ア 市民運動公園の景観や、ウォーキング、スポーツ等の通常時の利用状況、駅伝大会、守山ほたるパーク&ウォーク等のイベント時の利用状況を考慮した上で、敷地の有効利用や周辺環境への影響に配慮し、建築物、緑地、広場、バス転回場等の施設を適切に配置すること。

イ 児童・生徒の水泳授業実施のためバスが頻繁に往来することを考慮し、運動公園内の既存施設利用者が安全に利用できるよう、建物配置・外構計画を工夫すること。

ウ 子どもから高齢者まで多世代が利用する施設であることから、ユニバーサルデザイン、バリアフリーを考慮し建物を計画し、明るく開放的な施設計画とすること。

エ 緊急時対応や監視・救護体制の整備、水泳授業時の児童・生徒のプライバシーへの配慮など、一般利用はもとより、児童・生徒の水泳授業も安全・安心かつ円滑に実施できる施設を計画すること。なお、共用エリア（多目的スペースを除く）および多目的更衣室は一般利用者に常時開放するが、その他のエリアについては、児童・生徒の安全とプライバシー保護の観点から、学校授業利用時は授業関係者以外立ち入り禁止とする。

オ プール利用だけでなく、運動公園内の施設として、子どもから高齢者まで誰もが気軽に立ち寄ることができる施設として整備すること。

カ 敷地付近の親水エリアは守山市ほたる条例第5条で指定される特別保護区域であるため、本施設に起因する光害および工事施工時の土砂流出や排水計画などに十分注意し、ホタルの成育、活動に配慮した施設計画、工事計画（工法選定等）とすること。

キ 「添付資料3 配置図等」に示す効果波及エリアを含め一体的感のある空間を形成できるよう、建物の配置や計画を考慮すること。なお、効果波及エリアは既存樹木や遊具、親水範囲の変更は行わず、それらを活かした方策を提案すること。

ク 全世代が居心地のよい外部空間を形成すること。また、「5 設計条件（2）必要所室等」に示す共用エリアと外部空間が一体感のある空間となるように工夫すること。

ケ 材料および機器などは品質、性能、耐久性を総合的に勘案したものとし、ライフサイクルコストを縮減できるものとする。また、維持管理の容易なものを選定すること。

コ 建物の省エネルギーに配慮し、維持管理と長寿命化に配慮した計画とするこ

と。

サ 整備する施設が管理や利用がしやすい施設となるよう、平面計画や設備機器の選定、管理運営等について次の者から助言を得ること。

(ア) 平成27年4月1日から公告日前日までに、屋内温水プール施設の運営業務の実績がある者（以下「運営アドバイザー」という。）

(イ) 基本設計および実施設計の各段階において適宜助言を得て設計に反映すること。

(ウ) 運営アドバイザーから得た助言については、任意の報告書様式にまとめ、その都度監督職員に報告すること。

(エ) 運営アドバイザーの所属する企業の商号または法人の名称や役職、氏名、業務経歴を記載し、運営アドバイザーの印を押印した書類（任意様式）を事前に提出すること。

シ 設計にあたっては監督職員と協議し、現地調査を行うこと。

ス 当該施設については、下記の国庫補助金の交付を受ける予定である。内訳書の作成（補助対象および対象内外の分け等）等において市担当者の指示を受けること。この他に交付を受けることになった場合においても同様とする。

・都市構造再編集中事業交付金（公園）

セ 本工事にかかる概算費用の算出について、令和7年12月12日までに完了し、提出すること。

(2) 設計と条件

ア 学校授業を実施するにあたり、生徒児童の移動が安全かつ円滑に行うことができるよう、敷地内にバス転回スペースや車寄せ、駐輪場などを計画すること。なお、バスのサイズや駐車場等の必要台数は以下のとおりとする。

(ア) 想定送迎バス寸法：全長9m、幅2.34m、高さ3.1m

(イ) 車いす駐車場スペース：1台

(ウ) メンテナンス用駐車スペース：2台

(エ) 駐輪スペース：50台程度

イ 敷地内において、幼児や児童が自転車の練習ができるスペースを整備すること。面積は100㎡程度を予定している。また、自転車練習スペースは、バスやその他車両と動線が交錯しないように計画すること。

ウ 建物の外観においては、市民運動公園の景観と調和のとれた形態・意匠とすること。

エ 清掃等の維持管理や定期点検が行いやすさに配慮すること。

オ 構造種別はメンテナンス性や耐久性を考慮し、事業者の提案によるものとする。

なお、当施設は「守山市公共施設等総合管理計画」に基づき、竣工後 70 年程度まで使用を想定している。

カ 必要諸室等

(ア) プールエリア

a プール室 (1,100 m²程度)

(a) 25mプール (水面積 400 m²程度、6 レーン以上、飛込台取外し式、水深 1.1m と 1.35m の 2 段階調整)

(b) 児童用プール (水面積 90 m²程度、水深 0.7m)

(c) 授業利用時の最大利用人数は合計 175 人とする。想定授業スケジュールは「添付資料 4 想定授業計画」を参照すること。

(d) 準備運動や待機、授業見学 (20 人程度) ができるスペースを適宜確保すること。

b 採暖室 (10 m²程度)

c 用具庫 (25 m²程度)

d 見学室 (60 m²程度、40 人程度同時利用)

プール室および多目的スペースからアクセスできるようにすること。

(イ) 更衣エリア

a 更衣室 (男性用、女性用) (それぞれ 110 m²程度)

(a) それぞれの更衣室に学校用として 60 個、一般用として 60 個、教員用として 4 個のロッカーを整備する。(男女更衣室合計 248 個)

(b) 授業開始や終了の児童・生徒の着替えおよび授業利用と一般利用の入れ替えが、混雑せず円滑に実施できるよう計画すること。

(c) 授業終了時に忘れ物の点検が容易にできるよう計画すること。

(d) 男性用、女性用はそれぞれの内部に教員用更衣室 (施錠できるものとする) を設けること。教員用更衣室内には 5 (2)カ (イ) a (a) に記載のとおり教員用ロッカーを整備する。

(e) 児童・生徒が利用しやすいよう配慮すること。

b 多目的更衣室 (100 m²程度)

(a) 4 ブース程度設置する。

(b) 各ブースにシャワー設備を設けるものとする。

(c) 授業利用時も一般利用ができるよう配置すること。

c 強制シャワースペース

d トイレ

(ウ) 管理エリア

a 事務室 (45 m²程度)

- b フロント（カウンター）
- c 救護室（15 m²程度）
- d 機械室（90 m²程度）
- e 倉庫（20 m²程度）
- f 職員用更衣室（男女別）（それぞれ 10 m²程度）
男女それぞれ 4 個ずつロッカーを整備する。
- g プール監視室（15 m²程度）
- h 職員用出入口
- (エ) 共用エリア
 - a エントランスホール（150 m²程度、下足利用）
 - (a) 施設利用者以外の運動公園利用者にも開放する予定であるため、運動公園利用者も気軽に利用できる空間とすること。
 - (b) 飲食物の自動販売機やロッカーを設置するスペースを確保すること。
 - b 多目的スペース（50 m²程度、上足利用）
 - 学校授業利用時は児童・生徒待機スペース（最大 105 人程度）として専用利用する。その他の時間は、多目的に使えるスペースとする。
 - c 下足スペース
 - (a) 200 足以上が収納できるものとする。
 - (b) 児童・生徒が利用しやすいよう配慮すること。
 - d トイレ
 - e 授乳室
- (オ) その他屋内温水プール施設として必要な室および監督職員が追加する室

6 業務の内容

業務は「守山市建築設計委託業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）に示す一般業務および追加業務とし、共通仕様書に記載されていない内容および範囲は次による。

- (1) 一般業務の内容は、令和 6 年国土交通省告示第 8 号（以下「告示」という。）別添一第 1 項に掲げるもののうち、次の範囲を除くものとする。
 - ・告示別添一第 1 項第三号に掲げる業務
 - ※なお、一般業務の内容には、次の資料作成等を含む。
 - ・業務の履行にあたって、設計内容の説明等に用いる資料等の作成（簡易な透視図、日影図および各種技術資料を含む。）
 - ・委託業務の対象となる工事の実施に当たり法令上必要となる、各種申請に用いる資料の作成
 - ・工事費概算書の作成

(2) 追加業務の内容は次の(3)から(14)の内容とする。

(3) 現況把握資料の作成

以下に掲げる項目について現況調査を行う。

ア 市民運動公園内埋設配管

イ ボーリング調査：3箇所：（深さ20m／箇所）

※想定土質区分は別紙1による。

(4) 値入業務2回

(5) 透視図の作成：外観4枚、内観5枚 A3サイズ

(6) 概算工事工程表の作成

(7) 各種法令手続等のための敷地の用地測量

(8) 再生可能エネルギーの利活用に係る検討資料の作成

(9) 管理運営に関する助言および運営に必要な経費の算出

(10) 監督職員の都合、その他条件等による変更等の処理

(11) その他関係法令に基づく各種申請手続き業務および補助金申請業務への協力

(12) 議会、関係機関等への説明資料作成

(13) 効果波及エリアの整備構想（案）の作成

効果波及エリアの基本設計・実施設計については本業務に含まないが、構想の内容により別途整備する可能性がある。

(14) その他監督職員が必要として指示するもの

7 適用基準

適用基準は次による。

(1) 共通仕様書 別添1

8 提出書類および提出部数等

(1) 提出書類

ア 告示に掲げるもの

イ 共通仕様書第2章第2(1)および(2)に係る検討書等

ウ 共通仕様書第2章第2(3)に係る積算関係資料および工事費内訳明細書

エ 各種法令手続および申請、届出、許可等受理事務に係る関係官庁の発行する
通知書等および各種申請書等の写し

オ 工事概略工程表

カ 工事施工に伴う仮設工事計画書および共通仮設費内訳書

キ 工事内容等に関する地元説明会資料および関係機関への説明会資料

ク 6-(1)から(14)に係る成果物

- ケ 設計に伴う関係諸官庁との協議結果
- コ 運営アドバイザーの経歴および助言内容に係る報告書
- サ 打ち合わせ記録簿
- シ 監督職員が指示する現場説明図書
- ス その他監督職員が必要として指示するもの。

(2) 提出部数等

上記(1)に示す書類毎に次に示す部数とする。

ア 下表のとおり

図書名		サイズ	部数
図面に関するもの	設計原図	A 1	1
	製本図書 (ソフト緑表紙黒文字)	A 1	2
	製本図書 (ソフト黒表紙金文字)	A 3	3
	白焼き	A 3	3

- イ 2部
- ウ 3部 (打合せに必要な内訳書(案)は必要部数)
- エ 2部
- オ 2部
- カ 2部
- キ 監督職員が必要として指示する部数
- ク 2部
- ケ 2部
- コ 2部
- サ 2部
- シ 監督職員が必要として指示する部数
- ス 監督職員が必要として指示する部数

9 設計図書の作成要領

- (1) 設計図書等の作成にあたっては、出来得る限り重複表現を避け、不明確な箇所がないよう注意する。補助対象・対象外について区別し明示する。

10 貸与資料

貸与資料は次に掲げるものとする。

- (1) 市民公園野球場建築工事図面①② (紙)
- (2) 市民球場管理棟改修工事図面 (AEM) (紙)

- (3) 市民運動公園屋外トイレ改築工事（AEM）（データ）
- (4) 守山市民運動公園ソフトボール場改修工事（データ）
- (5) 守山市民体育館新築工事（紙）
- (6) 市民運動公園測量委託業務成果物（データ）

11 留意事項等

- (1) 業務は、関係法令、各種基準等によって行うこと。
- (2) 基本設計時に監督職員および関係者と十分協議を行い、実施設計作業時に問題が生じないように行うこと。また、実施設計に先立ち次の図書を提出し、事前に監督職員の承認を受けること。
 - ・配置図、平面図、立面図、主要断面図、仕上表、工事費概算調書、構造計画書、設備計画書、法令等の適用整理票
- (3) 市民の健康増進に利用できるとともに、小中学校の水泳授業を円滑に実施できる施設であること。
- (4) 諸室の面積は「5 設計条件等（2）設計と条件 カ 必要諸室」に記載の面積を想定しているが、設計業務の中で増減させることを可とする。
- (5) 熱源はイニシャルコスト、ランニングコストを抑え、温室効果ガスの削減に配慮したものであること。
- (6) 電気設備、機械設備はランニングコストを抑える設計とすること。
- (7) 外構工事について土木発注とする場合、その設計においては土木設計業務等共通仕様書（滋賀県土木交通部）第 1102 条、第 1107 条から第 1108 条、第 1115 条から第 1117 条、第 1201 条から第 1211 条を準拠し行うこと。この場合、同仕様書中「滋賀県土木交通部」および「滋賀県」については「守山市」と読み替え、「滋賀県知事」については「守山市長」と読み替える。また、「契約書」は「測量・設計業務等委託契約書書式（滋賀県）」と読みかえる。なお、第 1108 条の 2 に係る別表については、業務 C とし、部門は道路、造園（国土交通省建設コンサルタント登録規定による道路、造園等）とする。
- (8) パソコン等を利用する場合は、記録媒体として CD-R 等も納入するものとしそのプログラム等については、事前に監督職員と協議を行う。
- (9) CAD 使用の場合はすべての図面データを DXF 形式および JW-CAD 形式にて CD-R 等に保存したのもも提出すること。
- (10) 「滋賀県建築基準条例」に留意すること。
- (11) 「守山市景観条例」に基づいた施設であること。
- (12) 県が定める「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」に基づいた施設であること。

- (13) 「宅地造成及び特定盛土等規制法」に係る手続きを行うこと。
- (14) 設計にあたり、設計建物に対する障害物（地中埋設物等）、給排水、電気、ガス等の供給施設の調査、関係機関との打合せを十分に行い、その結果を記録し報告すること。
- (15) 業務の実施にあたっては担当課および関係機関、市民運動公園指定管理者と十分打合せを行うこと。
- (16) 打合せや協議後、速やかに打合せ簿を作成し、監督職員の確認を受けてから保管するものとし、求められたときは速やかに提出すること。
- (17) 受託者は業務の内容について疑義がある場合、速やかに監督職員の指示を受けなければならない。
- (18) 環境や省エネルギー等並びに維持管理の面についても十分に配慮し、適切な設計を行うこと。なお、対応事項は要点を文書で提出すること。
- (19) 建築、電気、機械設備等の各設計において、相互の調整を図り、整合のとれた内容とすること。
- (20) 設計にあたっては、現地を十分調査し、設計内容と整合させること。
- (21) 概算書（工事費内訳明細書の前提として作成すること）については、工種ごとに大項目、中項目までで構成、作成すること。
- (22) 工事費内訳明細書については次による。
- ア 数量公開用積算内訳明細書（金抜き）および受託者算出の積算内訳明細書（金入り）を作成する
 - イ 建築工事については「公共建築工事積算基準」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）、「建築数量積算基準・解説」（建築積算研究会）、設備工事については「建築設備数量積算基準・同解説」（（財）建築コスト管理システム研究所）にもとづいて積算した数量とする。
 - ウ 使用する単価は発注時期直近のものとし、必要に応じ単価の入替えを行う。
 - エ 資材価格等決定順位等は「守山市建築工事に係る設計積算に関する取扱」による。
- (23) 建設工事は分離発注する予定であるため、図面、内訳明細書等は建築工事、電気設備工事、機械設備工事に分けて作成すること。
- (24) 工事着手後に設計内容に疑義等が生じた場合は、監督職員または工事監理業務受託者と協力し、積極的に解決に努めること。
- (25) この仕様書以外に、監督職員が指示する事項は、その指示に従うこと。

別紙 1

地盤調査については「建築構造設計基準及び同解説」（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修）により行い、予定実施箇所数、深さ、調査実施項目は次による。なお、本調査実施にあたっては予備調査後、箇所、深さ、実施項目等の調査実施内容を提案し、監督職員の承諾を受けること。調査の結果、想定地盤と現況地盤が著しく異なる場合は清算の対象とする。

予定実施箇所数 3箇所

予定深さ 20.0m

予定実施項目 ボーリング調査

想定地盤

土質ボーリング

深度 (m)	層厚 (m)	土質
0.8	0.8	表土
1.3	0.5	細砂+粘土
4.2	2.9	粘土
6.8	2.6	細砂+シルト
7.4	0.6	腐植土
9.8	2.4	粘土
10.3	0.5	腐植土
12.1	1.8	シルト+粘土
17.2	5.1	砂礫
17.8	0.6	固結シルト
23.0	5.2	砂礫